

民生福祉常任委員会会議記録

- 1 日 時 令和4年10月12日(水) 午後1時29分から午後3時40分まで
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 永井委員長、桑原副委員長、藤井、高柳、大東、野村各委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明者 角田市民部長、根岸税務課長、小林環境課長
矢代健康福祉部長、安原社会福祉課長、金子子ども課長、信澤介護高齢課長、武井健康課長
- 6 事務局 大島議事係長
- 7 傍聴者 なし
- 8 傍聴議員 小野塚議員
- 9 議 事 (1) 市民部各課の所管事項報告・調査事項説明
(2) 市民部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換
(3) 健康福祉部各課の所管事項報告・調査事項説明
(4) 健康福祉部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換
(5) 調査事項
(6) 今後の日程について
(7) その他

10 会議の概要

(1) 市民部各課の所管事項報告・調査事項説明

○委員長 それでは、次第(1)市民部各課の所管事項報告・調査事項説明に入る。

まず、税務課の所管に係る事項について報告願う。

(根岸税務課長 報告)

ア 税務課

・報告事項

1 令和4年度税務概要の配付について

○税務課長

報告事項1「令和4年度税務概要の配付について」報告する。

税務概要を配付したので参考にしていただきたい。会議後、他の議員にも配付させていただく。

○委員長 報告が終わった。報告事項1「令和4年度税務概要の配付について」質疑はあるか。「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ、以上で税務課を終了する。

次に、環境課の所管に係る事項について説明願う。

(小林環境課長 説明)

イ 環境課

・調査事項

1 三峰山盛土問題の経過について

2 佐山町の民間最終処分場建設の経過について

○環境課長

調査事項1「三峰山盛土問題の経過について」説明する。

9月の民生福祉常任委員会で報告したが、現状としては9月に提出された小規模特定事業許可申請書について申請内容の確認を行っているところである。申請内容については別紙資料1に示すように太陽光パネル設置のための事業として、事業区域面積4,965平方メートル、埋立等区域面積2,982平方メートル、盛土量10,937立方メートルの規模となっている。また、土地利用計画については別紙資料2の計画になっている。計画の内容については現在も協議中であるため変更になる可能性もあるので承知置き願いたい。市としても具体的な協議として、沼田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例、いわゆる土砂条例及び沼田市地域開発事業指導要綱に基づく指導を行うとともに、林道の復旧についても関係各課と情報共有しながら申請者への対応を行っているところである。今後も提出された申請書類等について、関係各課と情報共有を行いながら連携して迅速な対応を図りたいと考えている。

次に、調査事項2「佐山町の民間最終処分場建設の経過について」説明する。

群馬県の担当課に確認したところ、現在も県による事前協議が継続しているとのことである。具体的には、別紙資料3のとおり事前協議等に関する規程に基づく合意書の確認が継続している状況である。今後県からの指示を受け、協議者と市との間で生活環境保全協定の締結を行う予定である。

○委員長 説明が終わった。調査事項1「三峰山盛土問題の経過について」質疑はあるか。

○副委員長 平方メートル、規模など、土砂条例に則した太陽光パネル設置までの市の検討期間はいつまでを想定しているか。また、相手方に指導して、相手方が無理となったときや許可を取り消した場合はどうなるのか。

○環境課長 土砂については盛土を行うまでは土砂条例の範囲となる。太陽光パネルの設置については都市計画課が所管となり、沼田市地域開発事業指導要綱の指導によることになる。今回は特殊な事業なので内容が重なるところがある。通常でいけば都市計画課の書類審査を含めて2か月ぐらい要すると考えられるので年内に許可ということになるかと思う。また、許可が取り消されたときは、盛土については適切な盛土をしてもらうことになる。その次の段階として措置命令がある。

○副委員長 所定の審査が年内までかかるということは、雪が降るとかは抜きにしても着手は早くて年明けになる。相手ができないと言ってきたときに「正規の盛土に戻す」との説明があったが、詳細にどういうことか。

○環境課長 本来であれば搬入するときに土砂条例にのっとりた状態にしなければならないので、早急に是正してもらおうということ。利用計画図によると1段目が5メートル、2段目も5メートル、3段目が2メートルと12メートルの安定勾配で計画されている。太陽光パネルを設置しなくても条例に則した盛土をしてもらわなければならない。太陽光設置について経産省の認可も得ていると聞いている。本人はやる気があるので、指導と協力をしていきたいと考えている。

○副委員長 これまで薄ら1年、2年近く経っている。ゴーが出たときの工期については

行政から指導ができるのかできないのか。工事としてだらだらずるずるいつまでもやっているのでは話にならない。その辺について条例でちゃんと制約ができるのかを聞きたい。前日も言ったが、林道については先ほどの課長の説明を聞いて「そうだな」と思ったが、もうこうやって着手しようとしているわけだから、林道については全ての工事が終わった後に復旧するのが金銭的にも時間的にもかからない。それでいいと思っているが、それも含めて本体がいつまでもずるずるすれば当然林道の話にはならないので、それを含めて工事の工期について話合いができるのか聞きたい。

○環境課長 太陽光施設に対する工程の管理については、これは当然事業者が行う事業なので事業者の工程が優先されると思う。今まで聞いている話の中では早期に手続きして着手したいというのが事業者の考えと確認している。したがって、役所の方で正規な申請をしてもらいたい、開発の協議をちゃんとしてもらいたいということを今協議している。申請者自体は一刻も早く手をつけたいという状況と聞いている。逆に言うとうちの各種申請事務が滞りなく済めば、すぐに着手したいというのが事業者の考えと聞いている。こちらで早めにとりよりも事業者の方が早く着手したいというような意向である。林道については関係機関の課長にも出席してもらって打合せをしてる中で、本来であれば完全復旧してもらいたいという状況であるが、事業の内容からみて、この場所をもう一度通る中で施工することが考えられるので文書なりの確認をした上で各種盛土、太陽光パネル等の工事が完了した段階で完全復旧してもらおうというようなことを農林課に確認している。（「文書的に載せているということか」の声あり）最終的には誓約書をとって、その上で今の通行止めを解除して、安全性を確保した上で業者だけに入ってもらって、最終的に工事が終わった段階で道路の復旧をしてもらおうという予定でいる。（「はい。分かりました」の声あり）

○委員長 ほかに。高柳委員。

○高柳委員 これを見ると小さいがイメージはつかめる。ありがたく思う。その上で教えてもらいたい。一つは3段にして1ページ目に書いてあるとおり盛土の量のVと最大盛土高12メートルで3段にする。真ん中の赤の破線の面積の中に緑で示されたものが完成のイメージだと思う。現状を見た人から非常に危険な状態で放置されていると聞いた。この3段にすれば計算上大丈夫なのかを確認したい。計算上こうだが実際は15,000立米ぐらいあるとかであれば搬出しなければならない。この面積に対してこれなのか、実際の量がこのVなのかを聞きたい。それから真ん中に紫色で道が書いてある。緑色で3段にしたところに道があるが、トンネルなのか、盛った形で山になって沿っていくのか聞かせてもらいたい。そうするとパネルの下を通っていくようになっているがそれをどうイメージするか教えてもらいたい。これだけの施設が必要なのかということなのだが、普通に考えて売電するわけである。接続は東電との関係でこの地域は接続料が必要なのかどうなのか。平川がそうだった。平川は大丈夫だったので小水力発電ができるのだが、接続の手数料を取ることであればそれだけで事業として無理である。その辺の確認が取れていれば聞きたい。

○環境課長 まず、盛土の計画についてであるが、資料で示したのは利用計画図ということで平面図である。ここにあるように測量士並びに行政書士が作成している資料である。真ん中に破線でナンバーが振られ、ゼロから縦に線があると思うが、これがいわゆる縦断

方向の線になる。それに基づいて図面を作成してあり、算定した数量が土量となっている。計算上この土量になるという計算になっている。道の確保については、現在協議中であるが、担当の建設課の方ではこれはいわゆる赤道という道路になるので通行できる幅が確保できればその状態で問題ないかという協議をしていると聞いている。これが地中に入るのではなく、おそらく盛土した上を通る部分を確保しますというものになるのかと今は考えている。施設の接続については、申請して、許可をもらっているということは確認している。ただ、接続の費用などについては申し訳ないが把握していない。FIT申請はしているので、経産省の許可はもらっているというところまでは確認している。

○高柳委員 道のことはソーラーパネルの下を通るのだから分からないが、そういうのがついていけばいいということで了解した。認識不足かもしれないが、この10,937立方メートルというのは持ち込まれた量を計算したわけではないという認識なのか。売電の方は、改めて確認してもらいたいが、小水力も接続してくれるかどうか、手数料がいくらかというので2年ぐらいかかった。これだって買電してもらえなかったら事業計画が丸っきり成り立たなくなる。成り立たないのに山の頂上にこのようなものができちゃうことになる。詳細に書いてあるということは評価するが、まだやっぱり疑問点や心配があるので聞けるところは聞いてもらいたい。

○環境課長 土量の計算については数値を割って、各断面を判定した集計がこのボリュームになっている。基本的にはこれが現場として計画したもの。土量が足りないということになればまた搬入される旨の協議がされる。余るようであれば当然持ち出すといった考えでよろしいかと考える。

○大東委員 今書類の審査をしていて、大体2か月ぐらいかかるということだが、実際3段にしていく工事が書類審査の2か月後なのか、すでに着手ができる状態になっているのか。

○環境課長 説明が重複する部分もあるが、今回はうちの条例と開発の指導をセットでやっている。土砂条例上は土砂を搬入して成分を確認した上で盛土をしていくという基本的なところである。今回太陽光を設置する場合は、太陽光に合った施設という確認もある。どちらかというとならば開発の指導の方が時間を要すると考えている。2か月というのは開発の協議がメインになると思う。その開発の協議が終了してそれからうちの許可、施工となる。通常で2か月かかれば、12月に入ってしまふ。施工は普通であれば来春になるかと考える。

○大東委員 仮に来春から工事をすることになれば、その間は現状のまま放置されるということになる。安全対策は取られないままということになってしまうのか。

○環境課長 事業計画については事業者の範疇になる。うちの条例の許可なり、指導要綱に基づく指導が終了してから施工となった場合、現地在冬期間、雪がある場所なので、通常、施工性の問題で考えてもあの場所で冬期間に施工ということは考えにくいと考えている。現地の安全確保を十分した上で、来春の工事が望ましいと考えている。

○委員長 ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、調査事項2「佐山町の民間最終処分場建設の経過について」質疑はあるか。副委員長。

○副委員長 時系列で書いてあるのでよく分かる。今県の方の協議ということだが、県でオーケーが出れば当然市の協議が始まると思う。私が議員になって間もなく、この話が全

員協議会の中で坂田さんが「こういうことがありますよ」という話をした。これは課長に聞くのがいいか分からないが、この段階で市に県からオーケーが出て書類がきたときに全協を開いて他の議員にも伝えた方がいいのではないかと思うがどうか。

○環境課長 市の立場とすると事前協議は事業者が施設を造ることのデメリットを地元住民に丁寧に説明してもらうということが大前提という立場を取ってきたつもりでいる。これで事前協議に基づく合意書が提出されるとほぼ事務的なことが終わる。それをもって市の方で生活保全に関する協定締結という段階に入ったところでそれまでの協議の結果を報告するか否かというのは協議をしていただき必要があれば私は考えている。

○市民部長 今課長が説明したが、やはり不信感がある中での協定締結というわけにはいかないので、内容を精査させてもらって、タイミングを見計らって、締結前に説明なり、質疑をいただくなり、そういった機会を設けさせてもらえればありがたいと考えている。全員協議会になるのか、委員協議会連合会にしてもらうのかについては事務局とも相談させてもらい、市長とも協議してそういった報告の機会を設けさせてもらいたいと考えている。

○副委員長 もう何年も前の話なので良くは覚えていないが、おそらく遅れていると思う。当初の完成工期と今の段階でどのくらいずれが生じているのか。何が言いたいかというところ、個人的に沼田市の処分場がいっぱいなので一日でも早く着工してもらいたいと考えている。そうは言ってもいろんな条件を業者と市で契約するわけである。そうすると例えば、分からないが立米幾らで引き取ってもらえるのかとか。他市は沼田市よりも若干高いのか。そういうことは重要なことだと思う。いろいろな締結があるかと思う。全体の工程、当初の工程よりもどのくらい遅れているのか。私は速やかに全員協議会を開くべきだと思っており、その中で他の議員にも伝えて、速やかに稼働してもらいたいと思っている。以上2点、今どれくらい遅れているのか、市が業者とどういう内容の締結をするのか分かる範囲で教えてもらいたい。

○環境課長 遅れについてであるが、平成28年に委員協議会連合会を開催していただいたときの予定を明確に申し上げられない。おそらく説明していると思う。やはり遅れているというのが現実である。今の状態で県の許可が下りるのは早くても令和4年12月以降になるだろうという情報ももらっている。これは全部スムーズに進んだ場合である。平成28年に説明した時期よりも結果的には遅れているという状況になっていると思う。協定の内容については申し上げにくい、市の立場とすると施設を造っていく部分については、まず生活環境保全が大前提になる。一般的には事業活動よって発生する公害の未然防止、より良い環境の保全といったところを中心とした協定を結ぶ。その後実際に運営を開始するという段階になったところで搬入する関係市町村、業者と市の3者で協定を締結する考えでいる。業者の方もそのような話をしていて、我々も研究を進めている。逆に例で言うと私どもの方も三重中央開発株式会社の方に不燃物を持ち込んでいる。そこは伊賀市というところであるが、今回と逆で伊賀市に沼田市のごみを受け入れてもらっている。三者協定を結んで業者の自由にならない、担当する沼田市もそこに入って管理ができるような状態にしたいと考えている。

○副委員長 よく分かった。保全云々については県の方にもそういうことをちゃんとやってもらって、さらに沼田市でも当然やっていくのだと思った。お金のことはたしかに業者と

の話があるからいいのだが、今回ずっと思っていたのが、沼田市、沼田市と言っているが、沼田市だけのごみの処理ではなく100%広域と考えていくのだと思う。少なくとも利根沼田広域を優先的に処分、処理してもらうのだということが1つ。それでも業者の考え方はそうではなく、他市もということが出るのだろうが、いずれにしてもそれはこれから協議、締結するときには沼田市も業者と一緒にあって例えば川場村がこうだよというときは、優先枠という言葉は使いたくないが、当然、沼田市の考え方は沼田市プラス利根沼田広域を真っ先にとという考え方で進めていくのか教えてもらいたい。

○環境課長 今まさしく進んでいる広域化の部分になるのかと思う。ごみの広域化を含めてやっとスタートするところである。その部分の事務的な考えでは焼却施設を一本化していこうということである。当然そこで焼却されたものについては今考えられている佐山地区の最終処分場が一般廃棄物の焼却灰等の受入施設になると思う。持ち込むことは可能になると考える。ただ、そこをどう活用するかについては広域化の中で沼田市単独というわけにはいかないものでどういった形でその施設を活用していったらいいかとかそういったところは当然また広域化協議会の中で協議されていく事項になると思う。大分先の話になるが、そのときにたしかに難しい立場になる。受入れするのは沼田市という一つの市町村であるが、入れるのは広域の施設になるのでそこは慎重な協議が必要になると考える。

○大東委員 今の話であるが、仮に広域で清掃工場、焼却施設を造ってその処理を今度の業者をお願いするということになれば、大体新しい施設を造るのにこれから10年ぐらいかかるのではないかと予想している。今度新しい施設の着工はどのくらいで、佐山に造る施設はいつ頃着工して、いつ頃完成して、いつ頃ごみの搬入がされる予定なのか。要するに10年後、新たな広域の灰の処理を受け入れてもらえるだけの時間的な余裕はないのではないか。10年も使わないのではないか。草津でやったときも10年も使ってなかったような気がした。そうするともない。新しい広域圏でやる清掃工場の灰の処理は間に合わないという気がする。

○環境課長 申し訳ないが、ウィズウェイストパーク、佐山の施設については私どもが情報共有する中で聞いているのは施設の埋設年数ということで15年を想定ということである。ただ、こちらも許可をもらってから造るのに工事期間がどのくらいかかるかは把握できていない。まず許可が下りないと着手できないので今の時点では事前協議なので、許可が下りてそれから工事、竣工してからになるので、広域施設も概ね早くて10年、施設を造る側の10年とどこまで近づくかというところは微妙なところがある。埋立てを開始してから15年ということなので新しい施設を造った段階では埋立ては可能かと今のところは予定している。

○大東委員 私はそんなに長い期間、新しい利根沼田広域で処理するごみを佐山の施設で処理してもらえない、できたとしても5年ぐらいではないかと思う。次を探さなければならぬことになるのではないかと思う。それはまたその時期であれしてもらえればと思う。まだ具体的には協議が完了していないのでいつ工事を始めて、いつ完了して、いつ埋立てをするというのはまだ分からない状態。私もやっぱりこの保全協定を結ぶ前にはやはり委員協議会連合会なり、全員協議会を開いてみんなに知ってもらう必要があるのではないかと思う。この時点でも工事を始めて、いつ完了して、いつ埋立てを開始するというのは分からないということか。

○環境課長 業者側と日程を詰めさせてもらえれば通常の工程で流れた場合にはどのくらいであろうというめどは示すことができると思われる。あくまで順調にいった場合ということになる。そういったような資料と、私の想定では事業者が特に池田地区や薄根地区には丁寧な説明をしていると思うのでそういった部分での今現在の事業者の考えている計画についてはおそらく全協などを開いてもらえれば事業者から提供を受けた資料に基づいて事業内容として説明は可能と考える。

○大東委員 業者と市で協定を結ぶとのことだが、地元池田地区佐山、薄根地区なりと業者はいざというとき、何か問題が起こったときの対応の仕方等について協定を結ぶ考えはあるのか。

○環境課長 私どもが確認した内容によると実際に佐山町開拓地区の人たちと処分場建設に係る覚書を交わしているという経過を聞いている。佐山町北部についても処分場建設に係る覚書を交わしているという経過を聞いている。「協定を結ぶかどうかについては業者は何も言っていないのか」の声あり）覚書の中で区と交わしているものはあるということである。

○委員長 ほかに。高柳委員。

○高柳委員 沼田市の焼却灰の搬入は安中市のサイボウだと思っている。できたばかりのときに議会で視察した。山の中腹なので車で行ったときに、ところどころに「産廃施設反対」などの看板があった。地元の代表者と協定を結んで工事が進み、施設ができて、そのときの説明では「30年ぐらいは安定的に埋まるので沼田市とはそのくらいのスパンで焼却灰を受けるつもりです」と所長が言っていた。民間なので何をするか分からないと言われてればそれまでだが、5年ぐらいでいっぱいになったというのでは私は賛成できない。もし分かればサイボウとの確認があと何年もつことになっているのか聞きたい。今度の面積がどのくらい受け入れられる規模なのか。事務概要書に1年間にどのくらい灰が出るか載っているの、割り出せば何年もつか分かる。今度の施設がどのくらいの容量なのか分かれば勉強させてもらいたい。

○環境課長 サイボウの残量は以前野村委員の質問で調べたと思うので次の報告のときに確認させてもらいたい。市の入れる量だが、その辺についてはデータを確認させてもらって次回の報告のときに確認させてもらいたい。

○高柳委員 沼田市の量、器の総量、埋立量を聞きたい。それがこういう図か何かで出してもらえれば。宇楚井の話ではないが、この容量がどのくらいで、どこにどれだけというのはまだこれからということだが、総量としてどのくらいの規模だったのか最初のときに説明されたかもしれないが分かれば次回教えてもらいたい。

○環境課長 今県の方で合意書の最終的な確認をしているところなので、できれば合意書が整えばそういった資料をオープンしていきたいと思っているというのが正直なところである。私どもも把握するためにいただいている。その部分、県の事前協議のところ書類が全て整ったという報告をもらえれば先ほどの図面のようなものをある程度いただいているのでこういったものを開示しながら説明させてもらえればと考えている。

○高柳委員 駄目なものは駄目なのでそういうことだったら出せる段階で知らせてもらえればと思う。

○委員長 なければ、以上で環境課を終了する。

(休憩 午後2時20分から午後2時21分まで)

○委員長 それでは、次第（6）今後の日程について、ア 次回の委員会について、事務局に説明させる。

（事務局書記 説明）

（6）今後の日程について

ア 次回の委員会について

期日 11月10日（木）午後1時30分

場所 第2委員会室

○委員長 説明が終わった。次回の委員会については、事務局からの提案どおりに実施したいと考えるが、よろしいか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、そのような予定としたい。

（市民部 退室）

（2）市民部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換

○委員長 それでは、次第（2）市民部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換に入る。発言のある委員はあるか。副委員長。

○副委員長 佐山の件である。そもそもこの計画は1期、2期とあったはずだ。今の話を聞いていると最初の1期目のことだけを言っているのだと思う。2期はたしかすぐ隣に用地として買ったという話があった。2期も含めた話をちゃんとしてもらいたい。そうじゃないと量の問題が曖昧な話になってしまう。今度のごみ処理場の関係も別で考えているが、ごみ処理場も全協まで開いてやるぐらいなのでいつまでもずるずるしないと思う。そっちは広域なので沼田市だけではないのだからその量と1期と2期の計画、全体がもう少し。詳細は分からなくてもいいが、せめて計算ぐらいはできるわけだ。

○高柳委員 民間だから分かってやる。

○大東委員 計画は持っているはずだ。

○副委員長 そこをいちいち言わないと話が進まない。

○委員長 一番最初の平成28年度するときにもある程度あったはずだ。

○高柳委員 順調にいけば6年ぐらいで、最大で10年だったと思う。だから最大というところからすれば遅れてはいないと思う。いずれにしても計画がなければ民間は絶対やらない。採算が合わない。それと、さっき聞いたが、ウィズの危険物が今三重県まで行っているというのは……。多分そうではなかった。もっと関東の近場だった。三重県まで持つて行くということは運搬料も払うわけである。幾らか負担しなければならない。民間の方ではその辺は計画が変更になっているわけである。そういうことから考えると今副委員長が言ったとおり長期的な計画も聞いておかなければ途中から後出しじゃんけんをされるということである。気に入らなければ「いいよ、おたくのは受けないから」という話になってしまう。

○副委員長 委員協議会をいつやるかも重要だが、次回のときに計画を見せてもらいたい。

○大東委員 28年に説明したときにも何かあった気がする。当然、業者としてはこういう事業計画というのをを出してそれに基づいて市が協議してオーケーを出すわけである。そういうことを次のときにちゃんと改めて説明してもらいたいと思う。この会社は焼却灰を処理する施設じゃなかったと思う。一般的に燃えないごみというのを今度佐山にできる施設

に搬入できるかどうか。

○高柳委員 できるのであれば三重県に持って行くよりは近いのだから輸送料は安くなる。そういうことを考えるのに数値は絶対に必要である。駄目ならしょうがないから面積と体積で計算するしかない。

○大東委員 要するに燃えないごみというのは焼却灰を含めて捨てられる施設なのかどうか。私も記憶が曖昧である。

○高柳委員 こだわっていた。一般廃棄物と言っていた。だからそれ以外は今のところ話がないのではないかと思う。

○大東委員 草津には焼却灰を持って行ったと言っていたし、昭和村はこの会社に頼んで草津に持って行ってもらったみたいだ。だから焼却灰以外も入れてもいいのかということとは良く覚えていない。

○高柳委員 だからそういうのも法律に基づいて申請を出していくことになるので、ちゃんと全体像を示して。トイレを造らせてやるのに汚物は違うところからという話にはならない。やっぱり優先順位はここが高くなければ造らせてあげるメリットはない。市民から馬鹿と言われる。他人の家の便所を造っているという話になってしまう。

○副委員長 広域のごみ処理場も当然リンクする。やっぱり同じ環境課だから部分的に言われてもしょうがない。

○大東委員 全体計画が見えない。

○高柳委員 民間はどこのごみだっていい。できるだけ早く埋めて次の所を造った方がいい。どこだっていい。うちからしたらうちのごみを預かってもらいたい。そのところをちゃんと明確に言うためには数字と計画が必要だ。

○大東委員 埼玉の会社だから埼玉の市町村の焼却灰を持ってきているという話を聞いたことがある。

○高柳委員 知らないうちにどんどん変わっていく。預かってくれなければ困るわけだ。人質に取られている。

○委員長 まとめると、全体の計画、その中でも事業及び数字的なものをしっかり分かる範囲で出してもらおうということで良いか。

○高柳委員 これに付随して千葉県千葉市がレジ袋をごみ袋にできるようにしているというのが全国ニュースでも話題になった。ごみ袋が多くて全体の量を増やしているという矛盾があったりする。レジ袋がごみ袋に兼用できるといったことを沼田市では検討しているのかということを知りたい。新しいことにはどんどん関心を持ってもらいたい。最新の焼却炉は高温に耐えられるようになってきていると思う。昔はレンガが最高だったから上がりすぎるとレンガが壊れてしまう。今は耐火物が強くなっているので高温になっても平気だとすれば、何もごみ袋を特殊化する必要はないのではないかと思う。そういうことを専門の課として勉強したり、研究したり、千葉市に行ってみたりということをしているか知りたい。

○大東委員 高崎だかどこかはごみ袋がないのではなかったか。県内でも指定ごみ袋がないところもある。

○高柳委員 レジ袋をごみ袋に入れて捨てるのだから馬鹿みたいな話だ。

○大東委員 高柳委員の話で改めて県内の指定ごみ袋の状況みたいなことも含めて、例え

ば12市は全部指定ごみ袋を作っているかとか。ごみ袋の状況、値段を含めて。

○高柳委員 倍ぐらいするところもある。みなかみも高い。館林、太田も結構高い。そのインセンティブをつけようという……。

○委員長 ほかに。高柳委員。

○高柳委員 調査研究になるか分からないが税務概要が配られた。住民税非課税世帯にお金を交付しますよとか言われるが、私が質問するときは16ページで見る。だが課税標準額段階別所得割額算出表、これと合うものがない。9段階ある。生活保護世帯とかゼロから始まって一千万円を超える段階。そうするとよく言われる住民税非課税世帯とはどれですかというのとどれでもない。もう少し市民に分かりやすい尺度で出してくれると。これを見ればこの人たちが該当すると分かる。そういう表を一つぐらい作ってもらいたい。いちいち聞かないと分からない。多分ばらつきがあるのでと言われると思う。市民がそう言われてもうちが当たるか当たらないか分からないということがある。いわゆる住民税非課税世帯というのを表してもらいたい。世帯状況によって違うので一概に言えないということだと思うが、一般的にということで出してもらえれば分かりやすい。これだけ丁寧に出しているのに見て分かなければ意味がない。丁寧だけど目的がない。

○委員長 ほかに調査案件はあるか。「なし」と呼ぶ者あり)

ないようなので、以上で市民部所管に関する調査事項検討及び意見交換を終了する。

(休憩 午後2時38分から午後2時39分まで)

(3) 健康福祉部各課の所管事項報告・調査事項説明

○委員長 次に、健康福祉部各課の所管事項報告・調査事項説明を行う。

まず、介護高齢課の所管に係る事項について報告願う。

(信澤介護高齢課長 報告)

ア 介護高齢課

・報告事項

1 バス路線利用促進高齢者割引助成事業(敬老バスカード助成事業)について

○介護高齢課長 報告事項1「バス路線利用促進高齢者割引助成事業(敬老バスカード助成事業について)」報告する。

まず、(1)の敬老バスカード助成事業の概要について説明する。この事業は高齢者の移動手段の確保とバス路線の利用促進を図ることを目的として、市内在住の65歳以上の高齢者を対象にバスカード1枚当たり3,000円、4,350円分になるものの購入に対して1,000円を助成している。

次に、(2)の「バスカードの販売終了」についてである。バス車載器に加え、現行システムの老朽化等により、令和5年3月31日でバスカードの販売を終了する。利用は令和6年1月31日で終了となる。なお、払戻しは利用終了後5年間の対応を予定している。

次に、(3)のバスカード利用終了後の対応についてである。現在、関越交通株式会社において、交通系ICカードに対応したシステムの導入を予定している。それに伴い、本市においても新たな制度による対応を検討している。

次に、(4)の広報等についてである。バスカードの販売終了及び利用終了、新制度の導入・検討については、広報ぬまた11月号に掲載して、以後詳細が決定次第、改めて制度の周知に努める予定である。なお、過去5年間の敬老バスカード販売実績については記載のとおりなので参考に御覧いただきたい。

○委員長 報告が終わった。報告事項1「バス路線利用促進高齢者割引助成事業(敬老バスカード助成事業)について」質疑はあるか。高柳委員。

○高柳委員 これは当然今で言うとも総務部企画政策課のバスと連携していると認識している。数年前に一般質問した。渋川の買い物支援バスとかというのと合わせて……。それぞれがやっているのではなくて交通関係を一本化して補助を出せば効率良くできると。渋川市もそういう形でやっていると。沼田市はこれがあるのでなかなか厳しいという話をさせてもらった。新たな制度というのは抽象的にはそういう考え方に立って統一していくということが良いか。

○介護高齢課長 今検討しているのが関越交通において、まずIC系のカード、PASMO、Suica、nolbéといった幾つかの交通系ICカードをバスカードに代わって使えるようにするというので、当然企画政策課とも協議しながら検討している。

○高柳委員 今聞くと、老朽化で関越交通の事情が優先していると理解できた。さっきの質問の続きになるが、相乗り促進とか、他の市が敬老バスカードではなく福祉タクシー券とかバスの補助券とかを年間出している。そういうものと合わせると買い物に関する、あるいは交通関係のものが一本化できる。市の交通弱者に対するサービスが柔軟に対応できると思う。もしこれからであれば当然介護高齢課がやっているのもそういう形に資するものにしてもらいたい。企画政策課との調整ではそういった考え方で出発してもらえるのか。

○介護高齢課長 現段階ではそこまで進んだ内容の検討はしていない。まずは滞りなくICカードに切り替えられるように関越交通、県の交通政策課、市の企画政策課の4者で協議してきた経過がある。その中で高齢者については敬老バスカードという独自の制度がある。それを高齢者が使うに当たって、滞りなく不自由なく不便なく購入できるように検討しているところである。まだ、敬老バスカードについては3月31日までは販売する。そこから1年はないが、令和6年1月31日までは使うことができるということになるので改めてその段階で他市の状況などを確認しながら整理、検討していければと考えている。

○高柳委員 これからということなので注文だけさせてもらって、ぜひそういう形にしてもらいたい。もう一つある。福祉タクシーである。これも使い勝手が悪いのでどんどん利用が減っている。良かれと思ったシステムが老朽化によって変えなければならない。変えるときにはトータルで考えて新しいものにしてもらえればと思うので注文として聞いてもらえればと思う。

○介護高齢課長 参考にさせてもらいたい。

○委員長 ほかに。「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ、以上で介護高齢課を終了する。

次に、社会福祉課の所管に係る事項について報告願う。

(安原社会福祉課長 説明)

イ 社会福祉課

・報告事項

- 1 電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金について
- 2 児童発達支援センターの開設について

○社会福祉課長 説明の前に資料の訂正をお願いしたい。電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金についての資料である。対象者欄の対象の世帯数約5,400世帯とあるが、これを約5,500世帯に訂正をお願いしたい。

まず、報告事項1「電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金について」報告する。テレビ等で報道され承知のことと思うが、国の物価・賃金・生活総合対策本部において、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等の低所得世帯に対して一世帯当たり5万円をプッシュ型で支給する。令和4年度の子育て世帯等臨時特別支援事業として支給するものである。対象者は令和4年9月30日現在、本市の住民基本台帳にある世帯のうち令和4年度住民税均等割が非課税である世帯及び令和4年1月以降の家計急変世帯で約5,500世帯を想定している。周知については、広報ぬまた11月号、市のホームページ等で行う予定である。また、予算については補正予算で対応させていただくが、事務手続に時間を要することから、速やかに事業実施に移ることができるように専決処分にて対応させてもらいたいと考えている。予算規模については合計2億8,083万678円である。対象者約5,500世帯に5万円ということで2億7,500万円、家計急変世帯ということで8人を想定しており、8人掛ける5万円で40万円、合計2億7,540万円が給付金の金額となる。それに加えて、システム改修や人件費で事務費が543万678円を見込んでいる。年内の確実な支給に向けて、この委員会の後、明日の経済建設常任委員会後にも説明させてもらい、直ちに予算を編成し、事業を実施させていただきたい。専決処分による補正予算の御理解をいただきたい。

次に、報告事項2「児童発達支援センターの開設について」である。

ぬまた東保育園の跡地を利用して、障害福祉計画の設置目標にもある「児童発達支援センター」の開設を目的として事業者を公募したところである。その結果として、社会福祉法人北毛清流会が応募し、事業者として選定された。今般開設の目途が立ったので報告する。計画では児童発達支援センターは令和5年10月1日開設予定である。現在高橋場町地内で運営している児童発達支援事業所「利根沼田子ども発達支援センターリズム」の機能に地域支援事業を合わせ、障害児を預かる施設への援助・助言も行う地域の中核的な療育支援施設とする予定である。また、現在保健福祉センターに設置し、社会福祉協議会に運営委託している沼田市障害児通所施設「アップル」の機能も移転し、障害児の支援拠点として整備する予定である。事業者として選定された北毛清流会は放課後等デイサービス事業も実施しており、児童発達支援事業からのスムーズなサービス移行を図ることができることから利用者の利便性の向上にも繋がるものと考えている。

○委員長 報告が終わった。報告事項1「電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金について」質疑はあるか。高柳委員。

○高柳委員 良いことだなということで歓迎したい。先ほど内訳を聞いたときにシステムの借上料、これが500万円ぐらいと聞いたが、普通2億8,000万円ぐらいだと1,200万円とかだいたい出る。安いのではないかと思う。安い原因というのが分かれば聞きたい。

○社会福祉課長 このシステム改修の関係は先に行われた10万円の給付金、こちらのシス

テムを改修して使うので、システムの改修費用自体は200万円ということである。

○高柳委員 分かった。そうではないかと思った。

○委員長 ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 次に、報告事項2「児童発達支援センターの開設について」質疑はあるか。高柳委員。

○高柳委員 良いことだと思っている。ただ心配なのはいつもそうだが、センシティブなところがある。アップルの通園をしている人と十分意思疎通を図ってもらいたい。その辺についての状況が分かれば教えてもらいたい。

○社会福祉課長 アップルの利用者については、この後保護者会等で説明しながらスムーズな移行ができるようにしていきたいと考えている。今北毛清流会と社会福祉協議会と話をしている。先生に慣れているという部分もあるので社会福祉協議会で今雇っている臨時職員をそのまま北毛清流会に引き受けていただけるという話はある。この後、丁寧に保護者会等で説明して御理解いただきたいと思っている。

○高柳委員 さくらんぼのときもそのような形と記憶している。防災上も2階というのはとても心配だという意見もあったので、今回の移転については非常に良いことだと思っている。北毛清流会でやっている今のメディカルセンターの所が医師会が使わないので払い下げてくれたので使えるうちは使っていくよという話だが、いつまでというのは保証できない状態である。その残りの事業の移転について北毛清流会とは話をしているか。

○社会福祉課長 北毛清流会の高橋場の事業所は、今現在、放課後等デイサービス事業も一緒にしている。あの場所にはデイサービスの事業を残して、この児童発達支援事業を東保育園の跡地に移転するという計画であると聞いている。

○高柳委員 じゃあそっちは移転しないということか。まだ協議していないということか。

○社会福祉課長 そのまま放課後等デイサービス事業で使っていくということで、その先までは協議していない。（「分かりました」の声あり）

○委員長 ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 なければ、以上で社会福祉課を終了する。

次に、子ども課の所管に係る事項について説明願う。

（金子子ども課長 説明）

ウ 子ども課

・調査事項

1 保育園、学童クラブのヤングケアラーの状況に係るアンケート等の実施について

○子ども課長 調査事項1「保育園、学童クラブのヤングケアラーの状況に係るアンケート等の実施について」説明する。保育園や学童クラブを利用する子供は、全員が通学する小学校・中学校と違って一部の子供達である。学童クラブについては小学校に通学する児童が利用するもので、前回の委員会で説明したとおり、小学校については既に市内全小学校へ調査を行っている。前回の委員会で説明した調査については、学校教育課と子ども課で共同で行った調査であり、一番秘密を守ることができて、確実に回答が得られる方法として、学校で使用している学習用コンピュータを活用した。おかげさまで100%の回答率で

あり、一番確実なデータになったと考える。

子ども課としては、ヤングケアラーと思われる状況を一番確認しやすいのが、児童・生徒の日頃の生活態度や授業態度を把握し、さらに家庭の状況を把握している学校の先生、担任の先生であると考え。何かあれば当然家庭内の問題となり、子ども課の家庭児童相談員や支援員がメインで対応に当たることになる。最良の方法として学校での調査としたもので、教育委員会のことだと考えているものではない。

また、保育園へのアンケートということであるが、保育園についても、先程申し上げたとおり、保育園を利用する子供はごく一部であり、保育園児の年齢でヤングケアラーになるとは考えにくい。保護者に関しては、ヤングケアラーの一番の問題は、保護者がそういう状況になっているという認識がなく、子供がそういう状況になっても声を上げられないということが一番の問題である。保護者は大人なのでそういう状況を認識していれば声を上げることができるが、子供は声を上げる方法が分からず大変な思いをしている状況ではないかと考えて調査を行った。そういった意味でも小学校・中学校の児童・生徒及び先生方への調査が最良の方法と考えるので、今後保育園、学童クラブへのアンケート等は実施する予定はない。

○委員長 説明が終わった。調査事項1「保育園、学童クラブのヤングケアラーの状況に係るアンケート等の実施について」質疑はあるか。高柳委員。

○高柳委員 主体的にやったのだということで理解した。この続きである。アンケートを取って実態が分かった。では、この次は何をしようかというところは議論しているか。

○子ども課長 実際ヤングケアラーは沼田市内の先生のアンケートでも12.5%あると分かったわけである。そういう人たちを対象に学校教育課と一緒に研修会等、研究、検討したりして実際に起きたときのシミュレーション、どういう状況がどういうことだと分かるような形で要対協などで話し合っていければと考えている。

○高柳委員 非常に良いことだと認識しているので、できれば継続してそういう取組はしてもらいたいし、継続する以上は事業としてお金が必要になる。ぜひそれを事業として取りまとめてもらって……。今日も安中市が新聞に出ていたが、群馬県のそういったところが一番進んでいるというところまで頑張ってもらえればと思う。継続性の検討について聞かせてもらいたい。

○子ども課長 たしかに委員が言うとおりに継続が一番大事だと思う。なかなか難しい問題であり、表面に出たときにはもう遅いと思う。水面下で分からない状態になっていることが一番問題だと思う。表に出てこない段階で何とか食い止めるような形で子ども課としても努力していきたいと考えているので、継続して行っていきたい。（「結構である」との声あり）

○委員長 ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 なければ、以上で子ども課を終了する。

次に、健康課の所管に係る事項について説明願う。

（武井健康課長 説明）

エ 健康課
・調査事項

- 1 新型コロナウイルス感染症の感染状況、ワクチン接種率等の状況について
- ・報告事項
- 1 インフルエンザ予防接種費用の助成について

○健康課長 まず、調査事項1「新型コロナウイルス感染症の感染状況、ワクチン接種率等の状況について説明する。配付資料を御覧いただきたい。

国の新型コロナ感染者数の全数把握簡素化により9月26日以降、感染者の正確な把握が困難になった。本日は全数把握を行っていた9月25日までの状況と陽性者届出簡素化後の9月26日以降の状況に分けて報告する。はじめに(1)新型コロナウイルス感染状況、9月24日までの状況である。1週間単位での集計のため、24日までの状況になる。前回の常任委員会で報告している資料と同じ条件で作成した。県全体と利根沼田の感染者数となる。9月18日の週では県全体で5,638人、利根沼田管内では98人の新たな感染者が報告されている。グラフを見ていただくと8月7日の週以降に感染者の急激な減少が見られる。次のページの年代別の感染者数のグラフではどの年代でも感染者が確認できる。

次に9月26日以降の感染者数は県ホームページ掲載の資料から作成した。(2)9月26日以降の感染状況についてを御覧いただきたい。表に記載の数字を説明するが、表の左から順に集計期間を1週間単位にして集計した。次の県全体感染者数はその右欄のうち医療機関登録者数のうち県センター登録者数の合計数になる。うち医療機関登録者数には発生届の対象となる①65歳以上の人、②入院を要する人、③妊娠している人、④重症化リスクがあり、かつ、新型コロナウイルス感染症治療薬の投与又は新たに酸素投与が必要と医師が判断する人で発生届が必要な人になる。次の県センター登録者数は先ほどの医療機関登録者に該当しない陽性者の人で県フォローアップセンターに自ら登録した人数になる。フォローアップセンターに登録することにより宿泊療養や食料品の配送、パルスオキシメーターの貸出しなど、生活支援対象となる。この数については実際にどのくらいの人が登録しているかどうかにより感染者全体の実数と乖離する。次に、県全体感染者数の前の週からの伸び率を記載した。次に年代別の人数を集計したものを記載した。年代別感染者数グラフでは0歳は10歳未満に含めて記載している。感染者数については、25日前と比較して大幅に減少しているが、全数把握廃止の影響がどのくらいあるか分からない状況である。そのような状況であるが、週当たり3,000人を超える新規感染者がいることから、減ってはきているものの下げ止まらない状況が続いていると考える。年代別では引き続き10歳未満、10歳代の感染者が多く、20歳代の感染者が少なく、30代、40代が増える状況となっている。なお、0歳児の感染者が20人以上いるということは親又は家庭内感染が原因と考えられる。

次に、(3)新型コロナワクチン接種状況であるが、(ア)全年齢と65歳以上の1回目から4回目の率になる。全年齢の比較では県平均を上回っているが、65歳以上での比較では4回目接種において県平均を1.9%下回っている。次の(イ)年代別接種率では、50歳代以下の3回目接種率も伸びが見られている。

次に、(4)新型コロナウイルス感染症の後遺症についてである。先月高柳委員より質疑があったが、市へ後遺症の件数等の通知はない。厚生労働省や群馬県ホームページの資料を基に説明させていただく。WHO世界保健機関では「新型コロナウイルスに罹患した人にみられ、少なくとも2か月以上継続し、また、他の疾病による症状として説明がつかない

もの」と定義している。代表的な症状としては、倦怠感、関節痛、筋肉痛などの全身症状、咳、息切れなどの呼吸器症状、記憶障害、集中力低下、不眠、抑うつなどの精神・神経症状、その他症状として、味覚障害、嗅覚障害などがある。コロナ感染症の後遺症については、現時点では確立された治療法がないため、医療機関を受診した場合、別の病気ではないかよく調べる。治療は症状を和らげたり、鎮めたりする治療が基本になる。9月22日に群馬県感染症・がん疾病対策課、厚生労働省で作成したリーフレットを群馬県医師会等へ配布している。資料4ページにリーフレットを添付した。後遺症の不明な点が多いこと、症状が改善せず続く場合は、かかりつけ医等へ相談することを呼びかけている。また、受診、治療に係る医療費については、コロナ感染による療養期間終了後の公費補助はなく自己負担になる。受診において治療は症状に応じた対症療法が基本となるが、保険適用の可否については処置や処方によって違いがあるので、かかりつけ医などへの相談になる。今後、後遺症の状況や治療期間、治療方法などの症例が蓄積されることにより、特定医療費などの対象として公費負担の対象になるのか今後の国の動向を注視していきたいと考えている。

次に、健康フォローアップセンターについてである。発生届の対象外となる人が安心して自宅で療養できるように相談・支援する窓口になる。自分で登録することになるが、検査で陽性となった場合に食料品の発送、パルスオキシメーターの貸与などを受けることができる。また、健康観察により症状の急変時などには入院等の手続を行うことができる。ただ、食料品の発送に合わせて、解熱剤などの医薬品の配付は行っていないとのことである。連絡先については資料に記載してあるので参考にしていきたい。

次に、報告事項1「インフルエンザ予防接種費用の助成について」報告する。資料5ページを御覧いただきたい。医療機関向けに作成したものであるが、表の右から2欄の60歳から64歳の心臓・腎臓・呼吸器・免疫機能に障害のある人と65歳以上の市民全員を対象とする法定予防接種のほか、新型コロナウイルス感染症重症化予防のため、表の左の生後6か月から中学3年生以下の全市民と妊婦、また、高校1年生以上から59歳の心臓・腎臓・呼吸器・免疫機能の障害により身体障害者手帳1級を所持する人を対象として予防接種費用の助成を行う。助成期間は表の下から2欄目に12月末までとなっているが、インフルエンザ予防接種が多くなる11月から12月にかけてと65歳以上の人の接種間隔を短くすることが検討されているコロナワクチン接種のピークとが重なる見込みである。医療機関の負担を軽減するためにインフルエンザ予防接種を1か月延長し、来年1月までを助成期間としたいと考えている。

○委員長 説明が終わった。調査事項1「新型コロナウイルス感染症の感染状況、ワクチン接種率等の状況について」質疑はあるか。高柳委員。

○高柳委員 新型コロナウイルス感染症の後遺症についてである。医師会で配付しているというチラシであるが、これは市でもPRするために配付しているか。

○健康課長 リーフレットについては、現在医師会に配付してもらっている。医療機関を受診している人に対して重点的に周知している。この後、症状が多くなるようであれば、一般の人に対しても周知できるように広報等に努めていきたい。

○高柳委員 ワクチンを打っているときであればそのときに渡せば良かった。もう渡す機会がないということでした。分からないでコロナにかかっているというのは可哀想な

のでできるだけ注意を払ってもらいたいと考えている。フォローアップセンターについては先ほど民間保育園の人と意見交換したが、やはりどこに行ってもいいか分からない。保健所が閉鎖した、縮小したということで困っているということなので、この周知はしっかりしてもらおうとかなり助かる人がいるのではないかと。熱が出てどうしようというときにどこにも連絡するところがないというのは困る。このフォローアップセンターのPRについては強化してもらいたい。それについての考え方を聞かせてもらいたい。

○健康課長 まず、フォローアップセンターの周知については、病院等で対象とならない人の場合は病院の方から登録してくださいと周知している。それ以外でも市の窓口にちょうど期間が切り替わったときに対応の方法が分からないというような電話があった。それに対してパルスオキシメーターを陽性者の自宅に持参したケースが2件あった。そうしたことを踏まえてなるべく分かりやすい広報に努めていきたいと考えている。

○高柳委員 分かった。よろしくお願ひしたい。

○委員長 ほかに。「なし」と呼ぶ者あり

○委員長 次に、報告事項1「インフルエンザ予防接種費用の助成について」質疑はあるか。「なし」と呼ぶ者あり

○委員長 なければ、以上で健康課を終了する。

それでは、次第(6)今後の日程について、ア 次回の委員会について、事務局に説明させる。

(事務局書記 説明)

(6) 今後の日程について

ア 次回の委員会について

期日 11月10日(木) 午後1時30分

場所 第2委員会室

○委員長 説明が終わった。次回の委員会については、事務局からの提案どおりに実施したいと考えるが、よろしいか。「はい」と呼ぶ者あり

それでは、そのような予定としたい。

(健康福祉部 退室)

(4) 健康福祉部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換

○委員長 それでは、次第(4)健康福祉部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換に入る。発言のある委員はあるか。高柳委員。

○高柳委員 繰り返しになるが、午前中の民間保育園の意見交換会を踏まえて南保育園を今後どうするかというのを当該課はどう考えているか聞きたい。もう一つ、文部科学省と厚生労働省とで定員にしても何にしても切り捨てられてしまっている部分の補助。沼田市独自で少し何とかしてやろうじゃないかという項目があるかどうか。定員は厳しいと思うが……。20人定員だったら切り捨ててしまえば19まで駄目なわけである。21人だと片方は2クラスできてしまう。学校の定員と同じような考え方で定員を割り振っていくことを検討したのかどうか。そこまでいくとかなりの負担になるが、幾らかこの差について埋めていくというか補助金だから総額で少し足してあげるとかそうしたことを検討したかどうか

聞ければと思う。保育園の方は分かっているけれどこっちは補助金だからそこまで分かって出しているわけではないから分かればいい。

○大東委員 配置基準と合わせて、補助金の増額について、補助金の支出についてどう検討しているのか。どう積算しているかということで聞いてみればいい。

○委員長 ほかに。副委員長。

○副委員長 答えは一つしかないが、少子化で子供が減っているのに南保育園もこうなっているわけである。その活用方法に関しては高柳委員の話で出てきているが、これだけ職員がいて、課があって、市の統計があるのだから5年間ぐらいを予測、もしないと次は「保育園がなくなります」と間違いなくそうなると思う。人口が増えていくという兆しがあれば別。同じ話をずっと繰り返して、補助金のお話をされたり、0.幾つがという話になるのがいずれそれも尽きると思う。そういうことも雑ぱくで構わないので保育園の計画を…。そこをどう踏まえているか聞いてみたい。何度も保育園の園長と懇談会をしているけども。

○高柳委員 保育園の統廃合のときに10年計画で栃原さんという人が部長のときに、全部推計を出した。表がある。それだからこの年にこれだけ減らしてこうにしていこうというのが10年間出た。計画が来年で終わる。だから新たな10年間でどう考えているのかというのを出してもらえばいい。それと同じようなものを出してもらいたい。激減するわけである。学校だってそう。誰かが質問して「まだ検討していない」なんて言っているが、数字は嘘を言わない。私のニュースで来週出すが見て欲しい。放っておけない。下手すれば閉園になってしまう。突然ズドンと「おたくのところだけ揃わないので廃園ね」となってしまう。

○副委員長 高柳委員が言うように次の10年、5年計画を作るだろうから。

○高柳委員 うちじゃないというのなら企画政策課がちゃんと出す。あのときは企画課だったと思う。統廃合なので総務部企画課が出した。そうであれば総務に言って出してもらえばいい。

○委員長 ほかに。副委員長。

○副委員長 さっき市民部のことで言い忘れたが良いか。（「どうぞ」の声あり）

とても気になっているのだが、マイナンバーカードの普及率が新聞に出ていて、あれで交付金のことがトップ一面に出ていた。平均よりも下がっているところは、「出さないよ」「渡さないよ」という話が出ていた。どうも本当になっているようだ。当然沼田市もデジタルの関係じゃなくて全ての交付金がそうだ。沼田市のマイナンバーカードの普及率が当然下がっていて、新聞なんかでは交付率が下がっているところが上げる努力、計画を明確にすればいいとある。そこの準備ができていないか教えてもらいたい。

○高柳委員 要するにペナルティが来ないように。

○副委員長 1年後だか2年後だか確実に……。この間のテレビだか新聞に出ていた。

○大東委員 保険証、免許証と一緒にするというね。

○副委員長 本当に2年後ぐらい。

○高柳委員 2年後は紙の保険証がなくなって……。大東委員のところみたいに情報漏洩の話もあるが、必要なものであれば別に使うしかない。この前も少し言ったが、お金をくれすぎたので、いらぬのに作った人がいて、いらぬから売ったり、貸したりしている。

そういう問題も実際にある。モラルハザードが起きている。必要のない人が作るから貸してやる、売ってやるとなる。そういう弊害も週刊誌に出ているぐらいである。今職員にまで作らせている。職員は全員とかで通達が出て、沼田市は市長が優しいからやっているかどうか知らないが、まず職員がやっていないところは駄目だと。多分職員がやっていないということになれば、今言ったようにペナルティ、国の施策に反対するようなところに交付税の増額なんかしないという話に繋がっていると思う。だからマイナンバーカードの利用率と地方交付税のペナルティについて今の進捗と検討状況が聞きたい。悪いことに使われるのであればかなわないが、保険証と同じで必ず作らなければならないものならば良いもの1つで良い。それならみんなも文句がない。必要がないのに、必要がないものまでくっつけて無理矢理作らせると言うからおかしな話になる。

○副委員長 いずれにしてもこんなに財政が厳しいのに平均以下でペナルティによって交付金が貰えないのであればしゃれにならない。そうやって新聞に書いてある。そこをどう踏まえているのか。これは企画政策課でなく、マイナンバーのことであれば市民部でいいはずである。

○高柳委員 マイナンバーは市民部だ。

○大東委員 地方交付税の関係は財政課。

○高柳委員 ペナルティが来る来ないと言っても各課の積み上げの元は市民課なので増やしたいという事業提案をしなければそれが出ない。

○副委員長 とにかく今年だけで影響が無いならそんなに心配しない。

○高柳委員 もう4年ぐらい前からインセンティブ交付金と言ってトップセールスをして良い企画を持ってきたところにはお金をプラスしますよと。地方交付税を。それしか言わないが財源の総額は同じ。ということはやっていないところは減らすということ。医療費のペナルティと今回これが出てくると良い悪いは別として傾斜配分として本格化してくる。逆らった奴は減らしてもしょうがないじゃないかと。

○副委員長 来年度の交付金に影響するなんてなればね。

○高柳委員 大東委員じゃないけれども、悪い部分は徹底的に除いてもらいたい。だって、良いものだから作るのだから。

○大東委員 あとは保険証と一本化するということも言っているからそれがいつ頃そうなっていくのかみたいなことも含めて今副委員長が言ったことも含めて聞いてみたいと思う。

○副委員長 当然通達は来ていると思う。

○高柳委員 デジタル庁が音頭を取っているからマイナンバーの仕組みを変えていくのは総務になるかもしれないが、今回のノルマの件については市民課でいいのではないか。それと私もいいか。（「はい」の声あり）そもそも土砂の話であるが、夜中に何十台も入れるというのは普通の事業ではない。後ろめたい事でもなければ、十トントラックを何百台も一遍に入れるというのは普通じゃない。そういう搬入の仕方自体がもう駄目じゃないかという条例を作る検討をしたことがあるのかどうか。そうじゃないと山の地域がごみ捨て場になってしまう。これで頓挫したらあそこはごみ捨て場だ。捨て得になってしまう。入る前に「こういうことをやるけど良いか」と聞くのが普通だが、盛っちゃったからしょうがないという話になっている。だから現状を変えるような開発行為に対して、まず許可というのを義務付けないと。熱海の件が今日出ていたが強制執行、十何億。そんなにかげられ

ないからやめちゃう。そうしたらやり得。そうであれば大量に物を入れ込むという事業に関しては入れる前にというようにしなければ……。後で「撤去してくれ」は無理。そういう検討を市としてしているのかどうか。（「最初が甘かった」の声あり）夜中に入れられちゃったわけだ。夜中に一遍にというのは確信犯に決まってる。

○副委員長 結局、埼玉だかどこだか知らないが、そもそも残土置場というのが行政上ないからそもそもそれが問題だ。それは所管が違うとなるが、それがちゃんと指定されていればこんな所に持って来ない。そもそもが残土を集積する場所が沼田市だけでなく全国にそういう場所がないというのが建設業界でも問題になっている。例の佐山だって、捨てる場所がどこにもない。公共施設を造るときにその残土をどこに持って行くか。沼田はない。そういうことが他県、他市であって、今回のようなことがあった。

○高柳委員 隙があるところに入られてしまう。健全な業者に健全な事業をしてもらうためにもやはり出す以上、置く所がなければおかしい。市単独では無理だろうが、これを機に被害に遭った沼田市としてこういう考えがあると県に上申した方が良いのではないかな。やられっぱなしだ。

○大東委員 やられっぱなしだ。下手すれば本当にあのまま。

○高柳委員 あのままだったら今度はどんどん増える。日本中の山にああいう形が出てくる。海だって下手すればそう。山は証拠が残るから海ならばと捨てることになる。今回のことで学んだことを県に……。やられてからではなくやられる前に、持ち込む前という規制をかけないと、この手のものは駄目ではないか。

○副委員長 さっき課長が言っていたが、都市計画課と連携していると言っているから。

○高柳委員 頑張ってきた。

○委員長 ほかに調査案件はあるか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようなので、以上で健康福祉部所管に関する調査事項検討及び意見交換を終了する。

（5）調査事項

○委員長 事務局に今回の調査事項について説明させる。

（事務局書記 説明）

○委員長 それでは（6）今後の日程について、イ 今後のスケジュールについて事務局に説明させる。

（事務局書記 説明）

（7）その他

○委員長 説明が終わった。その他、委員から何かあるか。（「ありません」と発言する者あり）

ないようなので、以上で本日の委員会を終了する。

（午後3時40分 終了）